

平成 年 月 日

日本映像ソフト制作・販売倫理機構 殿

会社名

所在地

代表者

社印及び

代表者印

誓 約 書

日本映像ソフト制作・販売倫理機構に加入するに当たり、次のことを誓約します。これに反した場合には、本機構定款第 10 条第 2 項による処分を甘受し、一切の異議申し立ては致しません。

記

1 日本映像ソフト制作・販売倫理機構倫理要綱第 13 条に規定する「流通管理上の遵守事項」

「成人指定」及び「R 指定」の映像ソフトについて、自動販売機、自動貸出機による販売や貸出しの禁止を遵守すること。

2 日本映像ソフト制作・販売倫理機構審査・販売倫理基準の遵守

ア 自動販売機、自動貸出機による販売

- ・収納はもとより、販売はしない。
- ・収納・販売の事実を知ったときは、直ちに撤去又は撤去の要請をする（法令により、青少年の立入が常時禁止されて場所又は青少年が購入できないように措置された場所に設置されている自動販売機、自動貸出機を除く。）。

イ 販売店による販売

- ・陳列は、他の図書類や商品と明確に区分し、物理的に青少年に「見せない」方法をとること。
- ・店内の容易に監視することができる場所に置き、青少年への販売禁止を掲示するほか、必要に応じて身分証明書の提示を求めて年齢確認を行うこと。

以 上